

## 平成19年第336回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成19年3月20日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第12号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について
- 日程第 2 議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第8号・第9号・第10号・第13号  
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第7号・第11号・第15号・第16号  
陳情第1号・第2号  
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第14号・第17号・第18号  
請願第1号・第2号・第3号  
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第20号・第21号・第22号・第23号・第24号  
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第19号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号  
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 7 選任第1号 矢吹町議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 発議第1号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書(案)
- 日程第10 発議第2号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(案)
- 日程第11 発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第12 発議第4号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書(案)
- 日程第13 発議第5号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第14 発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則(案)
- 日程第15 発議第7号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(15名)

1番	鈴木	一夫	君	2番	大木	義正	君
3番	熊田	宏	君	4番	栗崎	千代松	君
6番	柏村	栄	君	7番	諸根	重男	君
8番	吉田	伸	君	9番	藤井	精七	君
10番	棚木	良一	君	11番	角田	秀明	君
12番	十文字	重康	君	13番	須藤	羊一	君
15番	遠藤	守	君	17番	永沼	義和	君
18番	根本	信雄	君				

欠席議員（2名）

5番	渡辺	正美	君	16番	松谷	正良	君
----	----	----	---	-----	----	----	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長野	崎吉郎	君	助	役	塩見俊夫	君
教育	長関	根直次	君	企画経営課長	渡辺	正樹	君
総務課長	内藤	正昭	君	税務課長	蛭田	武良	君
町民生活課長	長岐	敬一	君	保健福祉課長	芳賀	光男	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤	修平	君	都市建設課長	坂本	明司	君
上下水道課長	根本	孝一	君	収入役職務 代理者兼 出納室長	熊田	建一	君
教育次長兼 学校教育課長	藤田	実	君	生涯学習課長	水戸	光男	君
行革推進室長	坂路	寿紀	君				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林	伸幸		主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸	邦夫	
--------	----	----	--	--------------------	----	----	--

---

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

5番、渡辺正美君、16番、松谷正良君から欠席する旨の届け出がありました。

これより日程に入ります。

(午後 1時03分)

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第1、議案第12号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを議題といたします。

本案の提案理由については既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

〔2番 大木義正君登壇〕

○2番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

では、質問をさせていただきます。

第5次まちづくり総合計画の変更について、2点ほどお伺いいたします。

平成18年度からの10年間のまちづくりの基本構想、基本計画であるまちづくり総合計画を町民に明示してからたった1年で、この大幅な見直しには強い疑問を感じざるを得ません。特に、主要事業の大幅な後退は町民の期待を裏切ってしまうことになりかねません。このまちづくり総合計画は、行政や議会の町民に対するマニフェストでもあります。策定に当たってはあらゆる角度から精査し、どの事業も実現可能な計画として町民に明示したわけであります。

我々議員もこの計画に基づいて町民に説明したり、まちづくりを一緒に考えたりしているわけであります。この1年の間に急激な財政の悪化や予想外の歳出が出たわけでもないのに、なぜこんな大幅な後退になるのか。このようなことが毎年続くようでは、町民と行政、町民と議会との信頼関係までもが危うくなると思うが、どういう理由でこうなったのか町長の考えをお伺いいたします。

もう一つは、このような主要事業の大幅な後退の大きな原因の一つとして、平成21年度からの中学校改築工事があるのではないかと思います。一般質問で同僚議員からも時期については慎重な提案がなされたように、また町民の多くの人からも財政再建をきちんとやってから中学校改築に入るべきとの声があることについて、町長の考えをお伺いいたします。

例えば、町有地、町有財産が予想以上に処分できて、中学校建設基金が十分に確保できたなら早期着工も賛成しますが、このように主要事業の大幅な後退をしてまで中学校改築にこだわる必要はないと思うが、どうし

てこだわるのかその理由をお伺いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの2番、大木義正議員の質疑に対して、2点ほど町長の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、こんにちは。

それでは、2番、大木議員の質問、2点ほどあったかと思うんですが、私の方から2点についてご説明申し上げます。

第5次まちづくり総合計画、夢のある マニフェストということで、平成18年度に策定をさせていただきました。たった1年でなぜ大幅な見直し、疑問に感じると。さらに、なぜ実現可能な計画を毎年見直して後退しなくてはいけないのか。そういった意味では、住民と議会の信頼関係が築けるのかというような、そういうおたがいでございますが、私としてもこれについては苦渋の選択ということで、まずもって大木議員の方に話をしておきたいと思っております。

もちろん、財政の悪化もありました。しかしながら、それだけで、単に財政の悪化と言いながら、予定された事業等については、特に主要事業等については必ず実施していくんだということでございますが、まず第1点は、財政の悪化を含めて再度集中改革プランを見直す中で、財政再建3カ年計画を立てていく中においては、主要事業といえどもある程度見直しすることについてはやむを得ないだろうというふうに思いますし、またその理由としては体制の未整備からくる部分もありまして、審議がまだ十分に進んでいない部分もございます。

ですから、これは中止ということではなくて、1年ないし2年、説明したとおり時期をおくらせていただくということでございますので、その点について十分に説明を尽くしてきたつもりですし、今後も議会の皆様にも、そして住民の皆様にも、そういったことは説明会の中でもある程度の説明はさせていただきましたが、今後も十分にその内容等についてお知らせをしながら、理解していただくように努力していきたいと、そのようにも考えております。

もちろん、中学校の建築についても大きな理由にはなっております。財政再建を進めながら中学校を建設するというのであれば、当然政策的な経費ということで、内部の経常経費もちろんなんですが、政策的な経費も削減せざるを得ないということについては、皆様にも説明を繰り返してきたところでございます。

当然、町有地、さらには今回の財政再建3カ年計画がきちっとでき上がるのであれば、シミュレーション上も中学校建設に向けて万全を期していきたいと思っておりますし、その時期、さらには場所等についても、一般質問でも答弁させていただきましたように、皆様のご理解、住民のご理解を得ながら、十分に検討しながら慎重に対応していきたいと、そのように考えております。

中学校の建築になぜこだわるんだということでございますが、これについては何度もお話をさせていただいているように、耐震上問題があって、子供たちを危険な場所に置いておくわけにはいかないと。そういうこともございまして、改築について決断をさせていただいているところでございますので、私のこだわりというよりは必要に迫られてというようなことが、適切な答弁になるのかなということもご理解いただきたいと思います。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 2番。

〔2番 大木義正君登壇〕

○2番（大木義正君） ただいまの町長の答弁は、主要事業であってもある程度の見直しはやむを得ないというような答弁でございますが、1年ぐらいの先送りなら、当然それも理解できますけれども、この事業内容を見ると、3年も4年も先送りという事業もあります。中学校建設にしても、この財政の危機的状況にしても、この第5次総合計画をつくる段階では当然盛り込まれているわけですので、何で1年過ぎたら3年も4年も先送りになる事業が出てくるのかということは、ちょっと町民に対して説明ができません。

例えば、これをもとに、こういう事業は何年か後には始まるんだよと私らは町民に説明しているわけですが、こういうふうな3年も4年も先送りになると、予定は未定で決定ではないのでやってみないとわからないというような説明しかできなくなります。その辺、もう一度お伺いいたします。

あと、中学校建設についてですが、子供たちの安全・安心という観点からできるだけ早くやりたいという町長のお考えはわかります。私もそれは賛成です。しかしながら、子供たちの安全・安心というならば、この主要事業に入っている、例えば神田西線道路の整備事業、これは三神小学校の子供たちの毎日の通学路に歩道がないので整備してほしいという、私も一般質問でやりましたけれども、そういう事業なんですね。毎朝、子供たちはそれだけ危険にさらされているわけです。

それと、例えば町中公園整備事業にしても、これは安全な子供の居場所づくりということで計画されたわけですが、神田西線道路の整備計画は3年後退、町中公園整備事業は4年後退という、子供たちの安全・安心と町長が言っている割には一貫性がないと思うんですけれども、その辺をもう一度お伺いいたします。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、大木議員の再質問にお答えをいたします。

主要事業、1年ならまだしも3年も4年も先送りと、子供の安全・安心と言っておきながら、子供の通学路である神田西線、さらに町中公園については3年、4年ということで先送りをさせていただいたところがございます。

これについては、先ほども申しましたように大変厳しいということは想定はしていたものの、再度見直しをしたために、そうせざるを得ないということは十分ご理解をいただきたいと思います。集中と選択というような観点から、何をまず町にとって優先すべきかということも含めて、そういう選択をさせていただいたことについてご理解をいただきたいと思います。

なお、財政再建3カ年計画、きちっと計画どおり遂行してまいり、先ほど話しましたように町有地の売却や、さらには内部経費の節減を今後より以上に、今以上にしっかりと計画に基づいて、それを上回る形で財源の捻出を図りながら、この3年、4年ということについてもまた見直しして、早い時期にできるようにも検討してまいりたいと思っておりますので、これについてはそういうことをご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根本信雄君） 2番議員、よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

9番、藤井精七君。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第12号について質疑いたします。

きょうの日報の方にも、「財政再建正念場、危機意識の共有必要」などと新聞に大々的に出ていました。また、私がこの総合計画で心配するのは、3月2日付の福島日報なんですけれども、「財政悪化、4指標で監視」というような記事が載っていました。自治体財政健全化法案、計画的再建義務づけという、かなり地方自治体、また国から押しつけられるのかなというような厳しい法的な法制化が進められておりますが、ちょっと読んでみます。

財政危機に陥った地方自治体に適用する新しい再建法として、総務省が今国会に提出する自治体の財政健全化法案の全容が1日明らかになった。自治体が出資する土地開発公社や第3セクターを含め負債総額の比率など4つの指標で財政破綻をチェック、破綻を未然に防止するため新設の早期健全化、段階で財政計画の策定と総務省、知事への報告を求める。破綻状態になっている国の管理下に置かれる再生段階とあわせ、財政悪化の度合いに応じて計画的な再建を義務づけた。9日に閣議決定し、成立すれば2008年度から段階的に施行。2009年度の全面施行にあわせ現行の地方財政再建促進特別措置法は廃止する、というような内容でございます。

今までは、現行法は赤字比率で財政指標を見ていましたが、新法案によりますと、赤字比率、連結の赤字比率、借金返済額の比率、連結債務残高の比率というような、4つの指標で監視するというようなことでございます。

このような法案が通りますと、中学校建設はもちろん、新規事業の見直し、凍結が迫られていると思いますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（根本信雄君） ただいまの9番、藤井議員の質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井議員の質問にお答えをいたします。

4つの指標に基づき財政悪化の内容を知ると、財政破綻をしないために国の方でそういう法律を施行しながら実施していくということでございます。当然、矢吹町も今回の財政再建3カ年計画については、そういった財政再建の破綻団体にならないようにするためのものもございます。当然そういったことは念頭に置きながら、そういった指標に基づいて国から破綻先というような指定を受けないように、今後も努力してまいりたいと思っております。4つのうち実質公債費比率については、既にオープンな形で公表されてまいったわけでございますが、残りの3つの指標については、今後、矢吹町でもそういう内容が明らかになり次第、その数字、指数についても皆様の方に公表しながらいろいろな面でご理解をいただき、そういう努力をしてまいりたいことをお約束しながら答弁とさせていただきますと思います。

○議長（根本信雄君） 9番議員、よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第12号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について、反対の立場で討論いたします。

さわやかな田園のまち矢吹を守り育てていくためにも、政府が進めていく農業政策に追随するばかりでなく、矢吹町現場の支援策がもっと必要になってきます。施設の維持管理も、集落の農家の人々の作物をつくるという心をいつも失わない、そういう気持ちを持ってもらう、そういう協働という形で今集落は支え合っています。そのような人たちの力があるからこそ大規模経営もできます。

また、この第5次矢吹町まちづくり総合計画の中には、中学校の建設という最大の課題である大きな事業も踏まえておりますが、財政再建と同時にできるのか、町民の不安の声のある中で、もっと見直しが必要になると思います。そうした中、態度の見直しを町長に訴えて議案第12号に反対をいたします。

○議長（根本信雄君） その他討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第12号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（根本信雄君） 引き続きまして、去る3月13日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

### ◎議案第1号～議案第6号、議案第8号～議案第10号、議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第2、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第13号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、3番、熊田宏君。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、報告します。

総務常任委員会審査結果報告書。

第336回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、省略いたしますので、ご一読お願いします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第13号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、職員の勤務時間及び休息時間の見直しにより、休息時間を廃止する改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、職員団体活動のための休暇による無給について、条例に規定するための所要の改正であります。

審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方自治法の一部改正による助役の名称変更、収入役制度の廃止に伴うもの、及び各審議会の見直しにより引用している用語の整理を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年の福島県人事委員会勧告に基づき、給料の特別調整額の上限額を定めるとともに、国家公務員に準じて3人目以降の扶養手当についても6,000円に増額する改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、社会福祉施設に勤務する職員、教育職員、保健指導業務に従事する職員における特殊勤務手当を廃止する改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、地方自治法の一部改正による吏員の名称変更に伴う用語の整理を行うとともに、町民税、固定資産税の納期前納付による報奨金を減額する改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町まちづくり総合審議会条例。

本案は、効率的でより総合的なまちづくりを図るため、まちづくり総合計画や国土利用計画の策定及び行財政改革の推進について統合所掌する審議会を設置するものであり、あわせて既定の審議会条例を廃止するもの

であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町副町長定数条例。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役の名称が副町長に変更されるとともに、条例により副町長の定数について制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、地方自治法の一部改正による助役の名称変更、収入役及び吏員制度の廃止、監査員制度等の見直しに伴い、当該法令条項、用語を引用している関係条例の整備を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部改正による助役の名称変更、収入役及び吏員制度の廃止に伴う組合規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町まちづくり総合審議会条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町副町長定数条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、陳情第1号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案第7号、第11号、第15号、第16号、陳情第1号、第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第336回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載の方をごらんいただきたいと思います。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第7号、第11号、第15号、第16号、陳情第1号、第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第7号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、三神小学校の入所希望者が年々増加し、三神小学校地区においても新たに児童クラブを開設するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 社会教育に関する審議会の統合による関係条例の一部を改正する条例。

本案は、附属機関等の設置等に関する指針に基づき、社会教育について幅広い見地から審議を行うため、従来から個別に運営されてきた図書館、文化センター、ふるさとの森芸術村、公民館運営審議会等を矢吹町文化振興審議会に統合するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 西白河地方衛生処理一部事務組合規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部改正による収入役及び吏員制度の廃止に伴う組合規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部改正による収入役制度の廃止に伴う協議会規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情。

本件は、国の関係機関に療養病床の廃止・削減計画を中止するとともに、介護保険を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤充実について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める陳情書。

本件は、国の関係機関に、今回の診療報酬の改定により必要なリハビリが阻害されていないか等の調査と、リハビリ診療報酬、障害児・者リハビリの提供施設等の改善について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第7号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 社会教育に関する審議会の統合による関係条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 西白河地方衛生処理一部事務組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

これより陳情第2号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

---

◎議案第14号、議案第17号、議案第18号、請願第1号～請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより議案第14号、第17号、第18号並びに請願第1号、第2号、第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第336回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から7番までは記載を見ていただきたいと思います。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第14号、第17号、第18号、請願第1号、第2号、第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第14号 白河地方水道用水供給企業団規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部改正による吏員制度の廃止に伴う組合規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、寄附申し込みを受けた一本木31号線及び田町11号線を町道認定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 矢吹町道路線の廃止について。

本案は、既に代替道路が供用されていることから、道路法第10条第3項の規定により、西長峰7号線及び8号線の町道認定を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

本件は、県の関係機関に、福島県最低賃金を経済実勢に見合った水準の引き上げと早期発効について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書提出の請願について。

本件は、国の関係機関に、労働法制の見直しに当たり均等待遇原則を労働契約法制に盛り込むこと。労働者の範囲を経済的従属関係にある者とする。有期労働契約等には理由の制限、有期契約の更新回数、期間の

制限、均等待遇を明示すること。時間外労働の割り増し賃金の割り増し率を引き上げること。自由度の高い働き方にふさわしい新たな制度創設や、企画業務型裁量労働制の業務制限緩和は行わないことについて意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第3号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T Aの交渉の中止とF T A・E P A促進路線の転換を求める請願。

本件は、国の関係機関に、日豪F T A（自由貿易協定）締結に向けた交渉の中止と、F T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）の促進路線を転換し、国内生産を拡大した食料自給率の向上施策の確立について意見書の提出を求める請願であります。

現在は、輸入食物の消費が多く国内自給率を向上させる政策はあり得ない。また国内生産だけでは、賄い切れない。国の政策を見守り、継続審査にすべき意見があり、審査の結果、継続審査すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第14号 白河地方水道用水供給企業団規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 矢吹町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択と決しました。

これより請願第2号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択と決しました。

次に、請願第3号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T Aの交渉の中止とF T A・E P A促進路線の転換を求める請願は、委員長報告は継続審査であります。

---

#### ◎議案第20号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより議案第20号、第21号、第22号、第23号、第24号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員長、15番、遠藤守君。

〔15番 遠藤 守君登壇〕

○15番（遠藤 守君） 報告いたします。

第1予算特別委員会審査結果報告書。

第336回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1から6まではお手元の報告書のとおりでありますので、省略いたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の審査結果は、次のとおりです。

議案第20号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,511

万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、共同事業交付金及び諸収入を増額するものであります。

歳出の主な内容は、共同事業拠出金及び諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成18年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ468万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,767万8,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金、繰入金を増額し、使用料及び手数料、町債を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額し、事業費を減額するものであります。

地方債の補正では、公共下水道事業債を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成18年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,867万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び繰入金をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、維持管理費を減額し、公債費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成18年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,822万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,518万2,000円とし、あわせて繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金を増額し、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費及び諸支出金を増額し、保険給付費及び地域支援事業費を減額するものであります。

繰越明許費の設定については、国の補助事業による介護保険システム改修事業であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成19年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を55億3,400万円とし、あわせて地方債、一時借入金、歳出予算の流用を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して、1.0%の増となっております。

討論に入り、藤井委員より、財政再建に不安が残る予算編成なので反対する趣旨の討論、須藤委員より、何年もやってきた入学記念品の計上がないのは、町長が言う内に厳しく、外に優しくの趣旨から外れるので反対する趣旨の討論があり、熊田委員からは、財政再建に取り組みながらも予算編成におおむね努力しているので賛成する趣旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第24号 平成19年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

2007年度政府予算は、安倍首相が掲げる成長戦略のもとで、異常なまでの大企業中心の経済政策のための予算となっていることとあります。史上空前の利益を上げている大企業に減税をばらまくなど、成長に失するという名目で大企業や大資産家を応援するものとなっています。

その一方で、定率減税の廃止や生活保護の削減に示されているように、国民への負担増と給付切り下げは継続推進する内容となって、社会的格差と貧困をさらに拡大するものとなっています。小泉内閣が進めてきた三位一体の改革は、国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税削減は、我が町財政にも大きな影響を与えてきました。

平成19年度の町の一般会計当初予算は55億3,400万円で、前年度予算と比較しますと5,700万円、1%の増となっています。事業内容を見ますと、子育てしやすい環境づくりということで、幼稚園、保育園に入園する第3子以降児童の保育料の無料化事業、三神小学校に放課後児童クラブの設置や幼稚園預かり保育拡大整備事業などは、子供を持つ親はもちろん町民からも歓迎されると思います。

しかし、放課後児童クラブ1人3,000円の育成料については、これまでどおり無料にしてほしい、あるいははり・きゅうマッサージの助成事業など、これまでどおり実施してほしいという切実な要望があるにもかかわらず、こういったものについては、これまた予算は計上されない。また、放課後児童クラブの育成料としては522万円徴収するというようになっております。こういったことは、例えば特別職の退職金の見直しや、あるいは町の入札制度の改善や、中畑地区公民館職員の見直しなど、工夫をすればこれまでどおり無料で実施できるものであります。

また、私立保育園認可などの支援補助金1,262万円を補助することも問題であります。また、人事考課制度の導入にも問題があります。財政再建についても、一般質問で言いましたが、我が町だけは夕張にならないようにと多くの町民の皆さんは心配したことと思います。そのさなかに県内の実質公債比率が24.3%、ワーストスリー、全国36位というマスコミの報道には、町民の皆さんも大変驚いたことと思います。このことについては、議員の1人としてその責任は痛切に感じております。

町の財政3カ年計画についての説明会でも、議員に対する批判が多く、役場と議員でなれ合いみたいなものを感じるとか、このようになった責任をとるべき、このような計画は町民がもっと参加してやるべき、また町民に負担させないで検討していただきたい、お互いに支え合う以前に、まずみずから厳しさを見せてほしい、

こういった声が町民の声であったわけであります。

そのようなことから、財政再建については、町三役を初め、議員、町職員が一丸となって、福祉や住民サービスは後退させない、そして町民に負担をさせない、金がないときこそ知恵を出し合い、そういう工夫で財政再建に取り組むべきと私は考えるわけであります。

しかし、町から示されました内容は、町民の皆様方に直接ご協力をお願いする項目としては、公共下水道使用料の値上げ、農業集落排水使用料の値上げ、あゆり温泉使用料の値上げ、温水プール使用料の値上げ、社会教育施設及び体育施設などの使用料の見直し、国の基準による保育料などの見直し、徴税全納報奨金の一部削減、福祉巡回バスの廃止、代替措置の検討など、町長の言う内に厳しく外に優しい、この値上げはそういった点で言っていることと……（テープ反転）……ことでは大変な違いがあるのではないかと思います。

町の進める財政再建計画は、住民負担の増加、住民サービスの低下、福祉の後退ということがだれの目にも明らかになってきました。値上げをしたり、使用料を取ったり、これまで実施していた福祉施策をやめたりすることは、知恵も工夫もなく、苦勞もしないで簡単にだれでもができることであります。

今、町に求められているのは、小泉自公内閣が進める国民いじめの悪政から、町はその防波堤になって町民の健康と暮らしを守ることであります。地方自治体の仕事は住民福祉の向上であります。住民が安心して幸せな暮らしをすること、これが行政の最高目標であります。

私は、これに反する当初予算でありますので、議案第24号に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

3番。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 私は、議案第24号 平成19年度矢吹町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本町の財政を取り巻く状況は、三位一体改革の影響で大変厳しい状況にあります。そんな中で、自主財源の確保に努め、限られた財源を有効に活用するため、第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づき計画重視の予算編成になっていると思われまます。

また、財政調整基金からの繰入金をなくし、財産収入を新たに基金として積み立てるなど、自主財源確保にも配慮しています。

また、財政改革に伴った議案として、本議会の第4号、第5号、第6号で、それぞれ2,731万円、210万円、392万円の削減が反映された予算でありますので、まちづくり総合計画にも配慮し、内容としてはおおむね評価できるものであるというふうに思われまます。

よって、本予算に賛成いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

17番。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 私は、議案第24号 平成19年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今日、国、地方を問わず、経済社会情勢の厳しい中、とりわけ財政が逼迫している状況で、現在の借財を後

世に残すことなく、国、地方を挙げてこの課題解決の道筋を模索するときと考えます。我が町も町村合併を見据えながらも、当分の間、自立を目指し、行政の作為、不作為について、住民に説明責任、結果責任を果たすべき方策として、義務的経費までも削減をもって予算編成を余儀なくされております。

本予算を精査するとき、町政を概観しつつも、当分、財政再建を基本姿勢に、課題解決に向けて中学校建設などの大規模な事業に備えるため、財政調整基金からの繰り入れをゼロにしたほか、昨年度に引き続き、未利用土地の売却、中学校整備基金への積み立てに充てるなど安定した財政基盤づくりが望まれます。

歳出では、限られた財源の中、費用対効果を前提に住民サービスは継続され、内に厳しく外に優しい行政運営を目指した予算の編成内容となっており、これに期待し、本予算に賛成するものであります。

第1 予算委員長の報告のとおり賛成するものでございます。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

13番。

〔13番 須藤羊一君登壇〕

○13番（須藤羊一君） 議案第24号に反対するものでございます。

と申しますのは、19年度の学校予算の中から小・中学生の入学記念品の予算が削除されていることにありまして、この主な原因としては、財政難の中で中学校の新築によることが主たる原因だというふうに理解しておりますが、やはりこれは中学校を30億円かけて新築するために、そのために小・中学生の今まで数十年歴史とともに続いてきた事業を削除するというのではなくて、これを中学校を補強にすれば10億円から11億円、町民負担が約8億円という計算になりますので、その分、町民サービスなり、今まで継続された事業に費やしていくことができるはずなので、第24号議案に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第20号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 平成18年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 平成18年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号 平成18年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成19年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時14分）

---

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

（午後 2時26分）

---

#### ◎議案第19号、議案第25号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより議案第19号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第336回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1番から6番までは読み上げませんので、ごらんいただきたいと思います。

7、審査結果。

当委員会に付託された議案第19号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第19号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,676万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2,451万7,000円とし、あわせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税、地方交付税、分担金及び交付金、国庫支出金、財産収入などをそれぞれ増額し、使用料及び手数料、繰入金などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費、農林水産業費などを増額し、衛生費、土木費、消防費などをそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正については、田町・大池線道路整備事業及び田町・大池線凍上災害復旧事業をそれぞれ追加するものであります。

債務負担行為の補正では、健康センター指定管理料の限度額を増額するものであります。

地方債の補正では、臨時地方道整備事業債の限度額を減額し、農業施設災害復旧事業債及び土木施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額するものであります。

討論に入り、棚木委員より、債務負担行為の補正については、年度当初に相互理解のもと正規な契約を締結したにもかかわらず、今になって消費税の増額変更をすることには承認しがたく、町民の暮らしを守るためにも反対する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、報告書には記載していませんが、委員会統一見解として、健康センター指定管理料の平成18年度分変更契約の執行については、議会の同意をもって執行するべきだという意見が出されておりますので、つけ加えておきたいと思えます。

次に、議案第25号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,424万円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して13.8%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,517万9,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して0.9%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成19年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,240万1,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して0.1%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,318万4,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して4.8%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,754万8,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して0.6%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億221万7,000円として、あわせて一時借入金の限度額、歳出予算の流用を定めるものであります。

平成18年度当初予算と比較して4%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成19年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の総額を4億7,453万9,000円とし、収益的支出予算の総額を5億258万5,000円とするものであります。

平成18年度当初予算と比較して、収益的収入では3.9%の減、収益的支出では2.3%の減であります。

資本的収支予算については、収入2,230万5,000円に対し、支出で1億3,752万1,000円とするものであります。差し引き不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金を補てんするものであります。また、一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用経費、棚卸資産の購入限度額についてはあわせて定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

上記のとおり報告いたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番、棚木良一君。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第19号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論を行います。

債務負担行為の補正で、特に第3条、債務負担行為の変更には問題があります。健康センター指定管理料でありますけれども、補正前6,300万円、補正後6,865万8,000円と565万8,000円の増額補正になっているわけがあります。

町長の提案理由では、利用料金にかかる消費税分が契約のときに入っていなかったと。その分の消費税だということですが、健康センター指定管理者選考には、説明や質問、またはプレゼンテーション、収支予算書、積算内訳書などを提出して、健康センター指定管理者選考委員会が選考し、町が管理運営委託料、3年間で6,300万円で契約したわけであります。

スタートしてから約1年になるわけですが、この提出の収支予算書の中には消費税及び地方消費税分を含んだ額を記入することとなっているのを見ても、消費税が入っていないというようなことは私は納得いきません。今になって消費税とは何なのか、町民に何で説明するのか疑問であります。

2点目は、利用料金は温泉の入浴料と温水プール利用料金になっているわけであります。温泉については、入湯税はかかりますが、消費税はかからないのではないかと思います。消費税は、温水プールの方に消費税がかかるのならわかりますけれども、これは温泉の入湯税にも消費税が計算されている、いわゆる消費税を含んでいるのではないかと思いますので、そういった点で疑問があります。利用料金に対する消費税の根拠、これが何なのか疑問であります。

そしてまた、平成18年度の決算はまだだと思いませんか。ですから、そういった点ではその根拠は何かということでもあります。

3点目、シルバー人材センターは6,270万6,000円、伸和さんが6,300万円、シルバーさんが88万円安い。その他予備費も要らないとシルバーさんは言って493万円になります。町は、経費の節減が民間委託の最大の理由なはずです。なぜ高いところに決定したのか。たとえ指定管理者選考委員会が、プレゼンテーションがいいからといっても、町は委託料の安いところに決定するのが妥当ではないのか。

4点目、町が直営でやっているときは消費税ゼロ、指定管理者に委託すれば565万円もかかるのでは、経費節減どころかふえるばかり。このようなことでは、これから先も町の負担が心配されますので、私は町民の健康と暮らしを守るために、議案第19号に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） そのほか討論はございませんか。

8番。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 私は、議案第19号の賛成討論をいたします。

なるべく短くしゃべりますので、短くやりますから。

健康センター指定管理料の消費税追加についてであります。本来であれば、当初より積算を含め、予算並びに債務負担行為に盛り込むべき性格のものであります。今回の補正の対応は疑問もありますが、今後施設の運営については民間委託指定管理者が、その受託者がその能力を十分に発揮してもらって、町民の皆さんにより一層快適に利用していただく、これが目的であります。

ただ、今後については議会と十分に協議して執行していただくということを期待しながら、賛成討論をいたします。

終わりです。

○議長（根本信雄君） その他、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第19号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成19年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成19年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎選任第1号 矢吹町議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（根本信雄君） 日程第7、選任第1号 矢吹町議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、議会広報編集委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。選任の方法については、矢吹町議会運営に関する基準に基づき、各常任委員会から選任された6名の委員を議長において指名いたします。

これをもって選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） それでは指名をいたします。

3番、熊田宏君、8番、吉田伸君、7番、諸根重男君、9番、藤井精七君、6番、柏村栄君、11番、角田秀明君、ただいま指名いたしました6名の諸君を矢吹町議会広報編集委員会委員に選任いたします。

以上で、各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。会議中に町長から追加議案、また議員からの追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

なお、議会広報編集委員会の委員長、副委員長の互選については休議中に行いますので、委員会の開催をよろしくお願いを申し上げます。

また、議会運営委員と議会広報編集委員が重複する方もおりますので、議会運営委員会を優先して、その後、議会広報編集委員会を開き、正副委員長の選出をしていただくようお願いいたします。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2時52分)

---

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午後 3時18分)

---

○議長（根本信雄君） ただいま休議中に議会広報編集委員会が開催され、正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に8番、吉田伸君、副委員長に7番、諸根重男君が就任いたしました。

ただいま就任されました正副委員長が本席におりますので、代表いたしまして委員長から就任のあいさつをいただきます。

議会広報編集委員長、8番、吉田伸君。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 本年度の広報委員会委員長になりました吉田でございます。

私は、見やすい、読みやすい、わかりやすい議会広報づくりをやっていかなければならないということで、去年、皆様のご賛同をいただきましてまことにありがとうございました。

本年は、それに追加して、町民座談会で 同僚議員の皆さんが、ご承知のとおり、今度は議員としてきちんとした決議事項、審議事項に全うできるような議会広報づくりに邁進したいと思いますので、広報委員になられました6名のご協力をいただきまして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

---

#### ◎日程の追加

○議長（根本信雄君） 次に、追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 報告いたします。

議会運営委員会の審議結果を報告いたします。

会期中に追加案件として町長から議案1件、議員からの発議7件が提出されましたので、その取り扱いについて企画経営課長並びに事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加して全体審議することに協議が成立いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第8、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

本案につきましては、助役として2年9カ月にわたり町行政運営全般に対する業務に尽力され、この3月31日をもって退職されます塩見俊夫氏にかわり、野地誠氏を副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

副町長の選任につきましては、当町の財政再建計画の強力な推進や行財政改革など諸施策の実現のためには、県機関との連携を図ることが重要であると認識しており、同時に政策形成能力の向上など町職員の資質向上を図るために、県へ町の意向を伝え、ご推薦をいただきたく申し上げたところ、快く承諾していただきましたので、県職員から選任するものであります。

野地誠氏は、福島大学経済学部を卒業され、昭和56年4月から県職員となられ、福島中央高校、喜多方建設事務所、商工課、大阪事務所、交通対策課、財政課、財務領域財政グループを歴任され、現在は人事領域行政経営グループにおいて主任主査として活躍されておられる方です。

野地氏は、長く県職員として活躍されており、県職員として蓄積された経験を十分生かし、すぐれた識見と人柄により私を補佐してくれるものと確信しており、本町発展のために寄与する副町長の最適任者としてご提案した次第であります。

満場一致のご同意をいただきたくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号について賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（根本信雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました副町長を紹介するため暫時休議いたします。

(午後 3時25分)

---

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午後 3時28分)

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第9、これより発議第1号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

4番、栗崎千代松君。

[4番 栗崎千代松君登壇]

○4番（栗崎千代松君） 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書（案）。

先の通常国会において「医療制度改革関連法」が成立した。これにより、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床（6割）が削減されることになった。これを福島県に当てはめると、現在5,723床（2006年1月現在）ある療養病床のうち、1,001床の介護療養病床は全廃され、4,722床の医療療養病床は2,833床削減され、わずか1,889床程度になる。

さらに、今年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち医療の必要度が低いと見なされる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになった。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることによって入院継続が困難になり、やむなく退院する者が多数出てくると予想される。

また、7月1日から、削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの「医療の必要度が低い」とされる患者さんの入院基本料が大幅に引き下げられた。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数か月から数年かかるといわれています。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、福島県では1万1,225名と報告されている（2006年1月1日現在）。

このまま行けば、多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

こうした中で、住民の身近にあつて地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められている。

よって、政府においては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするた

めに、次の措置を講ずるように強く要望する。

記。

一、療養病床の廃止・削減計画を中止すること。

一、地域住民が安心して暮らせるように、介護保険を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 尾身幸次殿、厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

福島県矢吹町議会議長 根本信雄

○議長（根本信雄君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第10、これより発議第2号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）。

本年4月の診療報酬改定で、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150

日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定された。

また、障害者児リハビリは給付期間が無制限となっているが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児者にとって通所が困難である。

4月1日から上記改定が行われたため、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが、病院側の都合でとりやめになる。また、一定の脳性麻痺障害者は例外措置があるにもかかわらずリハビリの継続が断られている事例も生まれ、きわめて深刻な事態となっている。

こうした動きは、患者・障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）・作業療法士（OT）等の専門職にも大きな影響を与えることも危惧されることから、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1. 今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、PT・OT等の専門職への調査を実施すること。

2. リハビリの診療報酬は、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるように改善すること。

3. 障害児・者リハビリの提供施設は重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハ、運動器リハ、呼吸器リハ及び大血管リハ施設とすること。

4. 経過措置やQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて医療保険で継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇千景殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 尾身幸次殿、厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

福島県矢吹町議会議員 根本信雄

○議長（根本信雄君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第11、これより発議第3号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県最低賃金は、県内の中小、零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で32位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

（1）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

福島労働局長 榎本克哉殿

福島県矢吹町議会議長 根本信雄

○議長（根本信雄君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第12、これより発議第4号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書（案）。

働く者の雇用と労働を取巻く環境は、不安定雇用労働者が増加している一方で、多くの正社員は長時間労働を余儀なくされており、この、働き方の二極化は、教育や人材育成を含めた将来にわたる格差の固定化や少子化問題などの社会問題となっている。

国は就業意識の多様化、長時間労働者の高止まり等の課題に対応し、多様な働き方を実現できる労働環境の整備のため、労働契約法制、労働時間法制のあり方について見直しを検討しているが、働く者の安心と仕事と生活のバランスを実現する観点から、以下の内容について法制度に反映することが必要である。

よって本町議会は、労働法制の見直しが仕事と生活の調和の実現につながるよう、次の事項について強く要望する。

（1）就業形態の多様化に対応し、適切な労働条件を確保するため、均等待遇原則を労働契約法制に盛り込むこと。

（2）労働契約法制が対象とする労働者の範囲は経済的従属関係にある者とする事。

（3）有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準については、労働契約を利用できる理由の制限、有期契約の更新回数や期間の制限、均等待遇を明示すること。

（4）時間外労働の割増賃金の割増率は、諸外国の割増率や均等割増賃金率との関係も踏まえ、50%に引き上げること。

（5）自由度の高い働き方にふさわしい制度の創設は、現行でも変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制があり、必要性がないことから、制度創設はしないこと。

（6）時間外労働を助長することに繋がる企画業務型裁量労働制の業務制限緩和は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇千景殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 柳澤伯夫殿  
福島県矢吹町議会議長 根本信雄

○議長（根本信雄君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第13、これより発議第5号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

矢吹町議会委員会条例（平成3年矢吹町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第3項及び第12条の第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

附則。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由。

本案は、地方自治法の一部改正により、閉会中でも議長が委員の選任をできることから、所要の改正をするものである。

○議長（根本信雄君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第5号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第14、これより発議第6号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

矢吹町議会会議規則（平成3年矢吹町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第39条第2項中「提出者の説明」を「提出者の説明又は第1項の付託」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第73条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

第101条及び第110条中「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

附則。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由。

本案は、地方自治法の一部改正により、新たに認められた常任委員会の議案提出に係る手続き規定を設けるため、所要の改正をするものである。

○議長（根本信雄君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（根本信雄君） 日程第15に入る前に、時間の30分ほど延長をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） はい、わかりました。

---

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第15、これより発議第7号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年矢吹町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附則。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由。

本案は、町の財政再建計画の実施に当たり、議会議員の本会議、委員会への出席又は公務による町内旅行に対する費用弁償の支給を廃止するため、所要の改正をするものである。

○議長（根本信雄君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第7号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（根本信雄君） 日程第16、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から、次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（根本信雄君） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

---

### ◎町長の発言

○議長（根本信雄君） ここで、一般質問に対する町長の答弁保留事項について文書で回答がありましたので、報告いたします。

報告事項は、配付文書のとおりであります。

続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

初めに、お礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、議員の皆様方のご理解をいただき、全議案原案どおり議決いただきましてまことにありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは専決処分についてであります。

1点目は、地方税法の一部改正が予定されていることから、関連する町税条例の一部改正につきまして専決処分をしたいと考えております。

2点目は、各会計の補正予算の専決処分についてであります。

先般、町内の有限会社KEDより各小学校の図書購入費用として100万円の寄附がありましたが、3月補正予算の計上に間に合わなかったことから、この寄附金及び細かい整理予算を含めまして、例年どおり専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

---

### ◎助役のあいさつ

○議長（根本信雄君） 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許します。

助役、塩見俊夫君。

〔助役 塩見俊夫君登壇〕

○助役（塩見俊夫君） このたび、3月末をもって助役を退任することとなりました。2年9カ月間という短い期間ではございましたが、矢吹町のまちづくりに参画できましたことは大きな喜びであります。これもひとえに町議会議員の皆様方を初め、多くの町民の皆様方からの温かいご支援、ご指導のたまものであると心から感謝申し上げます。

矢吹町の限りない発展を祈念し、退任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎議長のあいさつ

○議長（根本信雄君） それでは、私から一言お礼の言葉を申し上げたいと存じます。

本定例会を最後に県に復帰されます塩見助役におかれましては、2年9カ月にわたり矢吹町のためご尽力いただきまして、大変まことにありがとうございました。

次に、教育委員会教育次長、藤田実さん、保健福祉課長、芳賀光男さんにおかれましては、議会運営・審議に多大なご尽力、ご協力、ご指導をいただき心から感謝を申し上げる次第であります。在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信をしております。

今後は、33年、32年の長い経験を生かされ、議会活動に温かいご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。

長きにわたり本当に、まことにご苦勞さまでございました。ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎町長のあいさつ

○議長（根本信雄君） 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

今ほど退任のあいさつをされました塩見俊夫助役については、平成16年4月1日より、当矢吹町の助役ということで迎え、この2年9カ月の間、まちづくり総合計画、さらには行財政改革大綱、さらには現在進めております財政再建3カ年問題も含めて、いろいろな面でご尽力、ご協力いただいたことを厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

塩見助役におかれましては、矢吹町で培ったその経験を、今後、県庁に戻りまして観光グループ主幹として大いに手腕を発揮されて、大きく飛躍されることを心からご祈念をいたしたいと思っております。頑張ってください。

なお、長年、町職員としてご尽力いただきました藤田教育次長、さらには保健福祉課の芳賀課長におきましても、本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

第2の人生ということで、これから一町民ということになりますが、長い行政手腕を発揮していただいたということについては、今後またまちづくりのために一町民という形でご尽力、ご協力をいただくことも、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

塩見助役さん、さらには藤田次長、さらには芳賀課長のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、私からの御礼のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

---

### ◎閉会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたします。

これにて、第336回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 4時07分)